新型コロナウイルスの感染拡大防止にかかる「緊急事態宣言」等を 踏まえた当協会の取り組みについて

令和2年4月14日 (一社)全国特定法面保護協会

当協会では、政府の「緊急事態宣言」、最低7割極力8割という接触削減の実現に向けた在宅勤務(テレワーク)の推進を踏まえ、出勤者の削減に取り組むこととしております。

【取り組み】

- ○在宅勤務の実施
 - 期間 令和2年4月15日から5月10日まで(予定)
 - ・事務所 少人数での業務継続 (お問合せの対応等にご不便をおかけすることもあろうかと存じ ますがご了承いただきたく存じます)
- ○当協会主催の行事等
 - ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、当協会主催の行事の 中止または延期をさせていただくことがございます。 その場合は、当協会ホームページ等でお知らせさせていただき ますのでご理解とご協力をお願いいたします。
- ○発行図書の発送につきまして
 - ・急ぎの発送には対応できませんので、納期には十分余裕をもってご注文をお願いいたします。

以上、極力業務継続に努力いたす所存ですが、感染拡大の防止に向けた 対応を図るため、ご不便をおかけする皆様のご理解とご協力を重ねて お願い申し上げます。